

(占用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する占用料については、占有者の申請により占用料の一部又は全部を免除することができる。

- (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のための占有
- (2) 公益法人(医療法人を除く。)が行う事業で収益事業以外のものための占有
- (3) 街路灯施設のための占有
- (4) 下水道又は下水を兼ねる側溝へ通ずる各戸の下水溝(営業用汚水溝を除く。)施設のための占有
- (5) その他市長が必要と認めた占有